

(2026年3月24日発表)

津波避難区域の段階的な設定と避難行動の見直し

静岡市は、令和8年3月から、市民の皆さまの命を津波から確実に守るため、気象庁が発表する津波警報等の区分に応じて避難区域を段階的に設定するなど、津波避難の運用を見直します。

【趣旨・背景】

- これまで静岡市では、津波警報(津波高1m超3m以下)発表時、津波の予想高さに関わらず、最大クラス(レベル2)の津波を前提とし、広域に避難を呼びかけていました。しかし、この運用は市民の皆さまの避難行動の負担や、空振りによる警戒心の低下につながる懸念がありました。
- 2025年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波の教訓、防潮堤整備の進展などを踏まえ、より実効性の高い避難体制とするため、今回の見直しを行うものです。

【津波避難区域の段階的な設定】

- 見直し後の避難区域は、たとえ静岡市内で地震の揺れを感じなくても、気象庁が発表する警報等の区分に応じて、次のとおり段階的に設定します。

気象庁が発表する警報等	予想される津波の高さ	静岡市が設定する避難区域
大津波警報	3メートル超	レベル2津波 ^{※1} 要避難地区 (レベル2津波浸水想定区域及びその周辺)
津波警報	1メートル超 3メートル以下	レベル1津波 ^{※2} 要避難地区 (レベル1津波浸水想定区域及びその周辺)
津波注意報	1メートル以下	・海岸堤防等より海側 ・海岸堤防が整備されていない場合は、 海抜2メートル未満の地域

※レベル2津波:発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

※レベル1津波:比較的発生頻度が高く、発生すれば大きな被害をもたらす津波(南海トラフ地震では約100~150年に1回程度)

【避難行動の見直し】

- これまで、警報等が解除されるまで、最大クラスの津波を前提として避難を呼びかけ続けていましたが、今回の見直しにより、警報が継続していても、地震のメカニズムや観測データ等から浸水の恐れが低いと判断した場合には、避難区域の縮小など、状況に応じた柔軟な運用を行うようにします。
- なお、これまでと同様、強い揺れや長い揺れを感じた場合、海岸・河口付近にいる方は、警報の発表を待たずに直ちに避難してください。

【効果】

- 段階的に津波避難区域を設定することにより、津波警報発表時の避難指示対象者を、約9万人から約1万人(2026年3月時点)に減らすことが可能になります。また、柔軟な避難の呼びかけを行うことにより、避難時間の短縮など、避難者のさらなる負担軽減が期待されます。

【周知・情報発信】

- レベル1・レベル2の津波要避難地区は、市地理情報システム「しずマップ」で公開します。
(URL <https://city.shizuoka.geocloud.jp/>)
- 見直し内容は、沿岸部の自治会の定例会や市政出前講座などを通じて、繰り返し周知します。
- 詳細は、市公式ウェブサイト「津波からの避難について」をご確認ください。
(URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s013068.html>)

【問い合わせ先】

危機管理局 危機管理課(静岡庁舎新館3階)、担当:杉村・仁藤 電話:054-221-1236